特定秘密保護法の慎重な執行を求める意見書

平成25年12月6日に成立し、翌26年12月10日に施行された特定秘密保護法は、我が国の安全保障に関する情報のうち、特に秘匿することが必要であるものの保護に関し、必要な事項を定めるものであり、特定秘密の漏えいを防止し、国と国民の安全を確保することを目的としています。

この特定秘密保護法の制定に向けた修正協議においては、特定秘密の対象となる情報を、防衛、外交、特定有害活動の防止、テロ活動防止の4分野55項目の安全保障上必要なものに限定し、特定秘密の指定の有効期間も定められたところです。

しかしながら、特定秘密の指定については、行政機関の長が行うものとされていることや、指定基準のあいまいさから当該情報が安全保障に著しい支障を与えるものかどうかあいまいで政府に不都合な情報が隠されてしまうのではないかという懸念が残ります。また、チェック機関として内閣官房に「内閣保全監視委員会」、内閣府に「独立公文書管理監」などが置かれましたが、あくまで行政内部の組織のため、実効性は不透明です。一方、国会に設置された「情報監視審査会」は、政府に対し勧告が可能ですが、問題点も指摘されています。

このようなことから第三者的な立場から検証する制度の構築など、さらに適正な運用方法を確立していく必要があります。

よって国におかれては、特定秘密保護法の施行にあたっては、同法を利用していたずらに国民の知る権利を侵害したり、同法を根拠にジャーナリストや法律家による行政監視活動を妨害したりすることがないよう慎重な上にも慎重に法律を運用していただくよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成27年3月25日

福岡県小郡市議会

内閣総理大臣

衆議院議長

参議院議長